

【上海駐在員事務所】

「中国における労働者最低月額賃金について(14)」

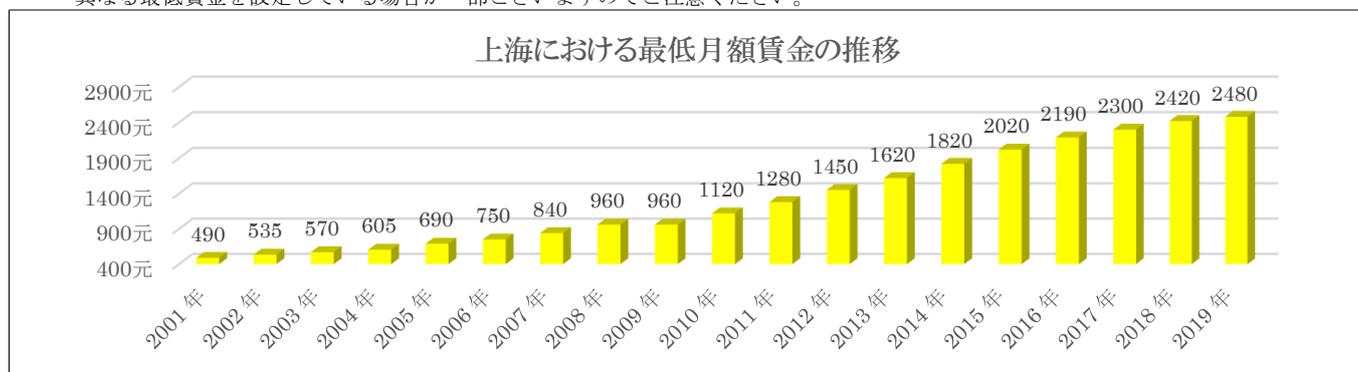
2019年4月に上海市、7月に北京市の労働者最低月額賃金が上げられました。なお、上海市は2,480元（約39,000円）で、依然として全国1位となっています。主要地域別の最低月額賃金は以下の通りです。

省/直轄市	変更日	変更前 最低月額賃金	変更後 最低月額賃金	上昇率	個人負担分の 社会保険(※1) 及び公積金(※2)	
上海市	2019/4/1	2,420元	2,480元	2.4%	含まない	
北京市	2019/7/1	2,120元	2,200元	3.6%	含まない	
重慶市	2019/1/1	1,500元	1,800元	16.7%	含む	
天津市	2017/7/1	2,050元	未変更	--	含む	
大連市	2018/1/1	1,620元	未変更	--	含む	
深セン市	2018/7/1	2,130元	2,200元	3.2%	含まない	
広州市	2018/7/1	1,895元	2,100元	9.8%	含む	
江蘇省	2018/8/1	1,940元	2,020元	4%	社会保険のみ含む	
浙江省	杭州市、寧波市、温州市他	2017/12/1	2,010元	未変更	--	含む
	嘉興市、紹興市他		1,800元	未変更	--	
山東省	青島市、済南市他	2018/6/1	1,810元	1,910元	5.2%	含む
湖北省		2017/11/1	1,750元	未変更	--	含まない
四川省		2018/7/1	1,500元	1,780元	15.7%	含む

※1 社会保険：養老保険、失業保険、医療保険のことを指し、三金と呼ばれています。

※2 公積金：社会保険の一種であり、住宅公積金（住宅積立金）の略称。※1の社会保険と併せて、四金と呼ばれています。

※ 最低月額賃金は、法定労働時間（8時間/日、44時間/週）内に正常な労働を提供した労働者等に適用されます。なお、同一市内でも異なる最低賃金を設定している場合が一部ございますのでご注意ください。



【出所:各地方政府、人力資源及び社会保障部門のHPより抜粋】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3332
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載